

交付(閲覧)申請書(本庁・岩戸・田原・上野)

平成 年 月 日

高千穂町長 殿

申請には本人確認資料が必要です。その他の注意事項は裏面に記載されています。

窓口に来た人(あなた)の住所

氏名

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日(電話)

必要なものに をし、何通必要か記入してください。

戸籍関係	1. 謄本(全部事項証明)	手数料 (450)	必要な通数 (通)	本籍 高千穂町大字 番地	筆頭者の氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
	2. 抄本(個人事項証明)	(450)	(通)				明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
	3. 戸籍証明	(350)	(件)			抄本のときは ほしい人の名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	4. 受理証明	(350)	(通)					明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	5. 届出書類証明 ( 月 日届出)	(350)	(通)			あなたとの関係 本人 配偶者(夫妻) 父母 祖父母 子孫 弁護士 司法書士 土地家屋調査士 行政書士 税理士 社会保険労務士 弁理士 その他( )	どんな記載が必要ですか?	
	6. 改製原戸籍	(750)	(通)					
	7. 除籍謄本(全部)	(750)	(通)					
	8. 除籍抄本(個人)	(750)	(通)					
	9. 除籍証明	(450)	(件)					
住民票	1. 謄本(家族全員記載のもの)	(300)	(通)	住所 高千穂町大字	氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
	2. 抄本(個人)	(300)	(通)				明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
	3. 除票	(300)	(通)			続柄 本人 配偶者(夫妻) 父母 祖父母 子孫 弁護士 司法書士 土地家屋調査士 行政書士 税理士 社会保険労務士 弁理士 その他( )		
	4. 附票(全部・一部)	(300)	(通)					
	5. 記載事項	(300)	(通)					
	6. 閲覧	(300)	(通)					
	7. 住基カード	(500)	(件)					
	8. 広域交付	(300)	(通)					
印鑑	1. 登録	(300)	(件)	住所 高千穂町大字	氏名			
	2. 証明	(300)	(通)					
必要とする人の住所・氏名								
諸証明	1. 臨時運行	(750)	(両)	その他の場合は申請の理由及び使用目的を記入してください。 委任状等が必要となる場合があります。 使用目的によっては、申請に応じられないことがあります。				
	2. 外登証明	(300)	(通)					
	3. その他(身分証明等)	(300)	(件)					
(町取扱使用欄 本人確認)		手数料	円	申請理由 及び 使用目的				
免・パ・外・住・面識・聴聞・その他( )								
確認記載								
権限書類	委任・戸籍・登証・資証・社員・身分・その他( )			権利行使義務履行	国地方公共団体提出	その他		



(表面)

氏名

諸手数料計算書

	区分	件・通	金額
1	戸籍謄本	450	円
2	戸籍抄本	450	円
3	戸籍証明	350	円
4	受理証明	350	円
5	届出書類証明	350	円
6	除籍謄本	750	円
7	除籍抄本	750	円
8	除籍証明	450	円
		小計	円
1	住民票謄本	300	円
2	住民票抄本	300	円
3	記載事項	300	円
4	附票	300	円
		小計	円
1	閲覧	300	円
		小計	円
1	印鑑登録	300	円
		小計	円
1	印鑑証明	300	円
		小計	円
1	諸証明	300	円
		小計	円
合計			円

### 申請に当たっての注意事項

#### 1、本人確認資料について。

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類が必要です。

- ・ **1点以上**により確認できるもの(1号書類(規則11の2))

運転免許証 住民基本台帳カード(写真付き) パスポート 外国人登録証明書 国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証等 (船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、 電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、 航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法 23条4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳) 国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書(写真付き)
--

- ・ **2点以上**により確認できるもの(2号書類イ・ロ(規則11の2イ、ロ))

<b>2号イ</b> (この中から2点以上で確認します。)	<b>2号ロ</b> (2号イが1点の場合はこの中からさらに1点提示で確認します。) この中からの2点提示ではできません。
国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書・共済年金若しくは恩給の証書・住民基本台帳カード(写真なし)・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書・その他町長が認める書類	学生証・法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(1号に掲げる書類を除く。)で、写真をはり付けたもの・その他町長が認める書類

#### 2、押印の要否について。

交付(閲覧)申請書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

#### 3、権限確認書類について。

窓口に来た方が申請者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

#### 4、第三者申請の場合の申請の理由及び使用目的の記載について。

(1) 権利の行使・義務の履行のために申請する場合、その発生原因、内容と戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合、その提出先また理由を記載してください。

(3) その他の理由で申請する場合、戸籍の記載事項の利用目的方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

偽りその他不正な手段により交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

( <b>聴聞</b> 本籍・氏名・生年月日・家族構成)
------------------------------

請求にあたって裏面(この面)は印刷する必要はありません。